令和7年度多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業費補助金 応募要項

令和7年6月
物流・自動車局　物流政策課

環境負荷の低減、トラックドライバーの輸送力不足及び災害時の安定的な物流網の確保を通じた持続可能な物流体系の構築を図るため、航空運送事業者、海上運送事業者、貨物利用運送事業者その他の航空運送や海上運送に関係する民間事業者が実施する、多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等の事業に対して支援する「多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業」（補助事業）について下記の通り応募を実施します。

応募にあたっては、本応募要項によるほか、多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業費補助金交付要綱（令和7年5月 29 日付け国自物第 41 号。以下「交付要綱」という。）及び多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業実施要領（令和7年5月 29 日付け国自物第 41 号。以下「実施要領」という。）に従って下さい。

なお、申請書類不足及び申請書類の記載内容に不備がある場合、審査の対象となりませんので、本応募要項等を熟読の上、申請書類を作成して下さい。

1. 事業実施の流れ

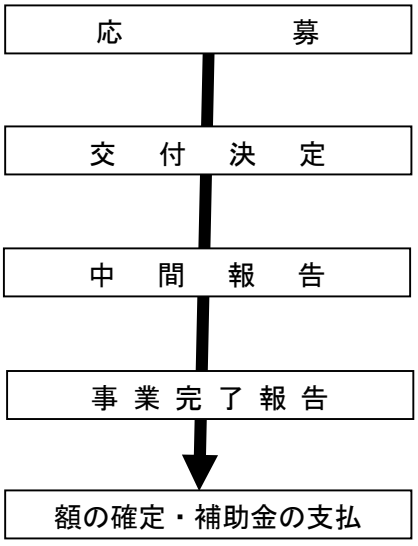

事業計画と補助金交付申請書を提出
≪応募期間は令和７年７月４日（金）17 時まで（必着）≫

事業計画と補助金交付申請書を審査し、
補助金の交付を決定（令和７年８月上旬ごろを予定）

計画の進捗状況を報告

事業の完了実績報告書を提出（令和８年３月 13 日まで）

補助金の額を確定後支払い（精算払）（令和８年４月中旬頃）

補助対象経費

（ア）航空貨物輸送の更なる活用に向けた実証等事業

定期便の空きスペース等を活用した航空貨物輸送の実証運航又は需要調査であって、同区間のトラック輸送等と比較して、省人化と CO2 排出量削減が図られる一体的な取組に関するもの。

＜補助対象経費＞

① 定期便の空きスペースを活用した新たな航空輸送サービスの実現に向けた実証運航・需要調査に要する費用

② モーダルシフトに資する空港への検査機器（計量機器）等の導入に要する費用

（イ）海上輸送の更なる活用に向けた実証事業

内航海運の新規需要創出（新規航路（寄港地の変更や追加を含む）、混載輸送、空荷防止等）に関する実証運航であって、同区間のトラック輸送と比較して、省人化と CO2 排出量削減が図られる一体的な取組に関するもの。

＜補助対象経費＞

・内航海運の新規需要創出（新規航路（寄港地の変更や追加を含む）、混載輸送、空荷防止等）に関する実証運航に要する費用

※ 詳細は交付要綱別表1、別表2並びに実施要領 2 及び 3 を確認して下さい。

2. 応募方法

本事業により補助金の交付を受けようとする場合は、応募期間内に「事業計画」（実施要領様式 1-1、様式 1-2）及び「多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業費補助金交付申請書」（交付要綱第 1 号様式）、実施要領 4.（1）記載の添付書類を提出して下さい。

3. 決定方法

応募のあった事業計画を評価し、補助金の交付を決定します。

また、決定した旨は申請者に対して通知するとともに、決定結果等については、国土交通省のウェブページ等で事業の概要等と合わせ公表します。

4. 中間報告の提出

補助金の交付の決定を受けた場合は、指定の期間の進捗状況を実施要領様式 3-1 又は様式 3-2 により提出して下さい。また、交付要綱別表1補助対象経費②の交付の決定を受けた場合は、当該機器の使用状況が分かるよう、使用日時が分かるものと共に写真撮影を行い※、様式 4-1 内に当該写真を貼り付けて提出して下さい。

※最低限、始期・終期の 2 回は写真撮影を行って下さい。

5. 完了実績報告書の提出

補助対象事業が完了した場合、交付要綱第 12 条で定める期限までに、「報告書」（実施要領様式 4-1 又は様式 4-2）及び補助対象事業完了実績報告書（交付要綱第 8 号様式）を提出して下さい。内容を審査した上で交付すべき補助金額を確定し、補助金を支払います。（精算払）

6. 応募期間及び提出先等

(1) 事業計画の応募受付期間

令和7年6月5日（木）～令和7年7月4日（金）17時必着

※電子メールで提出する場合は、メール到着及び担当部署への電話確認を令和7年7月4日（金）17 時までに行ったものが有効となります（詳細は（4）参照のこと）。

(2) 提出先

国土交通省航空局航空戦略室又は国土交通省海事局内航課（別紙参照）に郵送又は電子メールにて提出して下さい（補助金交付申請書や実績の報告等の提出についても同様とします）。

(3) 提出部数

郵送の場合は正本 1 部、写し 1 部。電子メールの場合は、正本1部。

(4) 電子メールでの提出について

①電子メールで提出する場合は、メールの件名（題名）を必ず『【提出】令和7年度多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業費補助金（申請者名）』とし、メール本文内に申請者名称と、電子メールを提出した担当者の社名・担当部署・担当者氏名・連絡先電話番号・連絡先電子メールアドレス及び添付書類名を記載して下さい。他の件名（題名）では受け付けない場合があります。

※なお、交付決定後に提出する書類に関しても、同様に提出して下さい。

②電子メールで提出する場合、申請書等書類は PDF 形式に変換し提出して下さい。ただし、元の形式（ワード形式等）の提出を追加で求めることがあります。

③電子メールに添付する申請書等書類の容量は3MB まででお願いします。容量を超える場合は、ファイルを分割し、複数のメールに分けて提出をして下さい。

④電子メールで提出する場合は、電子メールで担当部署に申請書等書類を提出後、電子メールを送付した担当部署に当該メール及び申請書等書類が届いているか電話連絡をして下さい。応募受付期間内にメール到着及び担当部署への電話確認ができなかった場合は、審査対象となりません。

⑤ネットワーク障害等が生じる可能性や、応募受付期間締め切りが近くなると問い合わせが集中するため、時間に余裕を持った提出をして下さい。

(5) その他

担当部署より、申請内容についてメールや電話での確認を行うことがあります。

書類の提出・お問い合わせ先

〈航空貨物輸送の更なる活用に向けた実証等事業〉

部　　署	住　　所	電　話 メールアドレス
航空局 航空戦略室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎三号館7F	03-5253-8722（直通） hqt-kouku_logistics★gxb.mlit.go.jp

〈海上輸送の更なる活用に向けた実証事業〉

部　　署	住　　所	電　話 メールアドレス
海事局 内航課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎三号館9F	03-5253-8627 hqt-naiko★ki.mlit.go.jp

※メールアドレスの「★」は「＠」に置き換えてください。

〔制度全体についてのお問い合わせ〕

国土交通省 物流・自動車局 物流政策課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8799（直通）